

[研究報告]

離別母子家庭の養育費受給をめぐる現状と課題

五十嵐 詠夢

北海道医療大学大学院看護福祉学研究科修士課程

要 旨

本研究は、日本の母子家庭における養育費受給をめぐる現状と課題を明らかにすることを目的とした。研究結果より、児童扶養手当削減に伴い私的扶養である養育費が重視されてきたが、養育費確保に関する制度が十分に整備されておらず、手当の削減のみが行われている状況にあること、養育費の確保が本人同士か裁判所の決定に委ねられている状況にあり、養育費確保自体に強制力がないこと、協議離婚の多い日本の性格に、現在の養育費確保策が適応していないこと、諸外国の養育費確保策が日本においても紹介されているが、取り入れに至るまでの検討がまだ不十分であることが課題として挙げられた。経済的に困窮した状況下で育つ子どもにもたらされるという様々な不利な状況を防ぎ、子どもの健やかな成長を支える手立てとなりうる養育費が十分に確保されるためには、以上の点に関し、対策を行うことが必要であることが示唆された。

キーワード

養育費, 離別母子家庭, 児童扶養手当

I. はじめに

本稿では、日本の母子家庭における養育費受給をめぐる現状と課題を明らかにすることを目的とする。

子どもは社会の宝であると言われ、社会全体でその健やかな成長を支えようと言われてきた。子どもの権利条約においても、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を柱とし、子どもの基本的人権を国際的に保障することを目的としており、日本も1994年にこれを批准している。

しかし、現状はどうであろうか。現在、「子どもがいる現役世帯」のうち、「大人が二人以上」の世帯員の貧困率が12.4%なのに対し、「大人が一人」の世帯員の貧困率は54.6%にも上っている（厚生労働省、2013）。離婚が珍しいことではなくなった現在、貧困の中で成長している子どもが多くいることが想定される。

特に顕著なのは母子家庭である。厚生労働省（2011）の報告によれば、父子家庭の年間平均就労収入が360万円であるのに対し、母子家庭では181万円と、父子家庭の半分でしかない。湯澤、浅井、阿部、岩川、小西、中西、平湯、松本、水島、山野（2009）によれば、経済的に困窮している状況下で育つ子どもは、両親が揃っている家庭の子どもに比べ様々な剥奪がもたらされ、そのような剥奪が成長とともに積み重なり、将来

その子どもが大人になった際にも貧困を繰り返す、貧困の世代間連鎖が生じると指摘している。ここでいう剥奪には、衣食住等の物質的な剥奪のみでなく、医療、余暇活動、遊び、教育等も含まれ、経済的な困窮から子どもに対する不利な状況が多岐にわたりもたらされる。母子家庭の子どもも多くは両親の揃っている子どもに比べ、このような剥奪という不利な状況を経験し、成長後においても貧困を引き続き背負ってしまう可能性が高いといえる。

このような状況の中、母子家庭の子どもを支える手立てとして、社会保障としての児童手当及び児童扶養手当、離別母子家庭においては父親からの養育費が挙げられる。これらはいずれも子どもが健やかに成長するためには欠かせないものであるが、母子家庭における養育費受給率は19.7%と2割にも満たない状況である。つまり、約8割もの父親が子どもに対する扶養義務を放棄しているといえる。

養育費が支払われないという事態に対し、国として本格的に取り組みが行われたのは2002年の母子福祉施策の改革の際である。この改革により、母子福祉施策は「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換され、改革の4本の柱の一つに「養育費確保支援」が組み込まれた。改革の背景には、離別母子家庭が急増したことにより、児童扶養手当に財源問題が生じたことが挙げられる。そこで、児童扶養手当にかかる財源の抑制のために父親による私的扶養に目が向けられるようになった。

しかし、養育費確保支援が実施されてからも養育費受給率は低いままであり、現状では手当も削減され、

<連絡先>

五十嵐 詠夢

〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢1757

北海道医療大学大学院看護福祉学研究科

E-mail: emu.igarashi@lime.plala.or.jp

さらに養育費も支払われないという状況にある。

上述のような背景がある中、養育費受給に関し、どのような現状及び課題があるのか、児童扶養手当との関係性ととも検討していく。

II. 研究方法

養育費に関する書籍及び文献検索サイト CiNii にて「養育費」及び「児童扶養手当」を検索し、抽出されたうち、19文献から、養育費受給に関する現状と課題の整理を行う。

III. 結果

1. 児童扶養手当と私的扶養の関係性

児童扶養手当制度は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的とし、1961年に創設された。同制度は、元々は母子福祉年金の補完的制度として創設された制度である。1959年の国民年金制度の創設により、死別母子家庭は母子年金によって所得保障が行われるようになり、母子年金の受給要件を満たさない場合には、全額国庫負担の母子福祉年金が支給されることとなった。その際、離別母子家庭は、離婚は保険事故に馴染まないという理由により母子年金の対象から外されているが、死別母子家庭だけでなく、離別母子家庭も経済的、社会的に困難を抱えているとの議論が生じ、児童扶養手当制度が創設されたという経緯もつ。

児童扶養手当の歴史的な変遷を見てみると、創設以後、支給額及び支給対象の児童の年齢が引き上げられる等、徐々に拡充していったが、その後、離婚の大幅な増加に伴う児童扶養手当受給者の急増による財政問題が生じ、1985年、児童扶養手当法の改正が行われた。この改正では所得制限が切り下げられる等、手当の削減が行われた他、事実上凍結となったが、改正案の時点において、父親の所得に応じ手当の支給を制限する規定も盛り込まれており、私的扶養にも目が向けられるようになる。

その後、1998年の改正ではさらに児童扶養手当の削減が求められ、所得制限が大幅に切り下げられた。しかし、それでもなお児童扶養手当の給付費増加は続いたため、2002年には厚生労働省が策定した「母子家庭等自立支援対策大綱」が発表され、母子家庭への支援が、これまで行われてきた「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換されることとなった。大綱では「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費の確保」「経済的支援」を4本柱として掲げており、これらの支援により母子家庭の自立を目指すというものである。このうち、児童扶養手当は「経済的支援」として位置づけられ、手当の

基本的な性格を「離婚直後などの生活の激変期の緩和策」としてとらえ直し、支給期間を限定して重点的に給付することとなった（嶋貫、2005）。

このような児童扶養手当の性格の変化に伴い、2002年の改革では、支援の柱の一つに養育費の確保が掲げられている。これは、児童扶養手当削減に伴う父親の扶養義務の強化であるといえる。また、その際児童扶養手当についても、手当受給者の所得に養育費の8割を加えることとなり、父親の扶養義務を理由に手当が削減される仕組みとなった。

養育費を手当受給者の所得に算入することに関しては、以下のような考え方がある。北田（2002）は「別れた子どもが、苦しい生活をしている、たまにはおいしいものでも食べなさい、大切に預金して大学進学資金にしなさい、といった男親のせめてもの思いやりは、手当削減となつてはね返り、母子家庭は貧困からぬけ出ることを拒絶される」と指摘し、このような形での手当の削減を批判的に見ており、養育費の確保に関しては児童扶養手当と別個にするように述べている。

他方で、養育費を手当受給者の所得とみなすことを妥当であるとし、児童扶養手当と私的扶養の優先順位を明確にした上で私的扶養を確実に保障しようとする意見もある。

児童扶養手当と私的扶養である養育費との関係について、増田（2014）は以下のように整理している。①手当が支給されても非監護親の扶養義務は存続する。また、扶養義務の程度・内容は変わらない（児扶手2条3項）、②支払われた養育費と手当の支給制限とを関連づける。すなわち、支払われた養育費の80%を手当受給者の収入とみなし、所得制限（減額・不支給）と関連づける（児扶手9条2項、施行令2条の4代項）、③非監護親の扶養能力と手当の支給とを関連づける。すなわち、非監護親の所得が政令で定める額以上であるときには手当を支給しない（児扶手4条4項。ただし施行日を定める政令が定められておらず、未実施となっている）、④養育費の履行確保と手当の支給とが関連付けられていない。

以上に関し、増田（2014）は手当の支給が養育費の取決めや養育費の支払いと無関係に行われている点を特徴であるとしたうえで「一般国民の負担で私的な扶養義務の履行と無関係に生別母子世帯の支援を行うことになり、第一義的な責務を有する別れた父の扶養義務の履行などに負のインセンティブを与え、その無責任な対応を助長する可能性があるという問題が生じる」と指摘し、児童扶養手当と養育費の補完関係を明確にするべきであると述べている。

また、下夷（2008）も、社会保障の削減において、まずその対象となるのが児童扶養手当であり、その根拠として父親の扶養義務が挙げられること、また、養

育費の確保対策が充分に行われないうまま手当の削減が実行されていることを指摘し、「私的扶養を第一義的なものとみなし、行政による養育費確保の制度を用意することで、私的扶養の追求を公的に支援すべき」と主張している。現状において養育費の確保が充分に出来ていない中では、下夷らの指摘のように、私的扶養と養育費の関係性を明確にし、新たな体制を検討していく余地があるのではないかと考えられる。

2. 日本の養育費制度の問題

2002年の母子福祉施策の転換に伴い、養育費履行確保についても本格的に取り組まれるようになった。具体的には、養育費の確保に係る裁判費用の母子寡婦福祉資金の貸付、養育費の取決めに関する周知、相談業務の拡充（「養育費相談支援センター」の創設、母子家庭等就業・自立センターへの養育費専門相談員の配置）等が行われた（島崎，2012）。しかし、養育費相談支援センターの主な業務は、養育費に関する情報提供や養育費相談にあたる人材養成のための研修会の実施、母子家庭等就業・自立支援センター等での困難事例への支援、母子家庭等に対する相談等である（厚生労働省，2015）。そのため、実際の養育費確保に関しては本人同士の話し合いが裁判所に委ねられており、従来と変化がないともいえる。

その他の制度を年度ごとに見てみると（表1）、2003年には民事執行法改正により、強制執行について、一度の申し立てで将来分の給与等の差し押さえが可能となり、同じく2004年には直接強制の他、間接強制も可能とした。この法改正について、片山（2012）は「一度差し押さえ手続きをとると、将来の養育費についても第三債務者である勤務先から権利者の口座に支払がなされることになり、安定した養育費支払機能を果たしているとともに、義務者においても給与の差押えを避けるために任意の支払いを続ける動機づけとなっている」とし、義務者の勤務先が判明している場合には、養育費の履行を確保するものとしてきわめて大きな効力を発揮すると指摘している。他方、若林（2012）は「強制執行は、義務者の就労環境に悪影響を与え、他方、多くの権利者が関係当事者間の人間関係を決定的に崩壊させることを恐れ、強制執行の実行を躊躇し、取り立てを諦める傾向がある」とことを指摘している。強制執行は手続きが煩瑣であり、また、給与の差し押さえが可能となっても義務者の勤務先への悪影響となり、義務者を転職、退職に追い込むことになりかねない（若林，2012）。さらに、義務者が退職した場合、差し押さえは出来なくなり、その場合一から手続きをやり直さなければならない等、母親への負担は大きいと考えられる。

また、裁判所における養育費確保に関する制度として、強制執行の他に履行勧告が挙げられる。履行勧告

は、調停や審判等で養育費の取決めを行い、その取決めを守らない非監護親に対し、監護親の申立てにより裁判所が相手方に取り決めを守るよう書面や口頭で説得や勧告を行うものである。この制度に関し、若林（2012）は「義務者による養育費の自主的な履行を確保するため、家庭裁判所の履行勧告制度が重要な役割を担っている。義務者からの強制ではなく自主的な支払いが継続されることは、子どもが非監護親やらの愛情を感じとる事を可能にし、子どもの人格形成や精神的安定にとって極めて重要である」と指摘し、非監護親から強制ではなく自主的に支払われることが、子どもの成長過程において重要なのだとしている。他方で下夷（2014）は「履行勧告には法的強制力がなく、父親が勧告に従わなければどうにもならない」とし、その実効性に問題があると指摘している。実際『司法統計年報 家事編』によれば、履行勧告の結果、完全に支払われるのは3割程度であり、1998年までの記載ではあるが、「全部不履行」の理由は「履行意思なし」が4割となっており、支払いができないのは父親に支払い能力がないからという理由だけでないことがわかる（水無田，2014）。以上の結果からも、強制執行を含め現在の司法制度では限界があるといえよう。

さらに、2011年には民法が一部改正され、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、①親子の面会交流、②子の監護に要する費用の分担等について条文上に明示し、離婚届に面会交流及び養育費取決めの有無のチェック欄が設けられた。

この民法改正の意義として、棚村（2012）は「国が養育費の取決めや面会交流を促すメッセージを発したという意味で重要な意義をもつ」ことを挙げている。また、中山（2014）も「夫婦間の争いと離婚後の子に対する父母の義務が異なることを社会に周知させる契機となる点で一応の意義がある」としているが、「この改正は、離婚時に未成年の子がある場合に養育費の合意があることを離婚の必要要件としたものではないことから、養育費の合意がない限り調停離婚を認めないという取り扱いはできない」とし、改正後の実務において変更された点はないことを指摘している。また、離婚届における面会交流及び養育費取決めの有無のチェック欄についても、チェックを付けなくても離婚が受理されるため、強制力はなく、十分な効果があるとは言えない。

以上のように、2002年以降養育費の確保に関し様々な支援体制が整備され、養育費の問題に社会の目が向けられるようになったが、日本における現在の養育費受給率は現在も19.7%と非常に少なく、養育費の確保に関して効果があったとは言えない状況である。また、諸外国では養育費の取決めなしの離婚を認めている国はまずない（棚村，2012）のに対し、日本の約9

表1 2002年以降の養育費に関する主な制度

年	養育費に関する制度	指 摘
2002年	養育費支払い等の責務を明記（母子及び寡婦福祉法改正）	—
2003年	養育費の取得にかかる裁判費用の貸付	—
	強制執行について、一度の申し立てにより将来分の給与等の債権の差押えを可能とした（民事執行法改正）	・片山（2012）は「一度差し押さえ手続きをとると、将来の養育費についても第三債務者である勤務先から権利者の口座に支払がなされることになり、安定した養育費支払機能を果たしているとともに、義務者においても給与の差押えを避けるために任意の支払いを続ける動機づけとなっている」と述べている。 ・若林（2012）は「強制執行は、義務者の就労環境に悪影響を与え、他方、多くの権利者が関係当事者間の人間関係を決定的に崩壊させることを恐れ、強制執行の実行を躊躇し、取り立てを諦める傾向がある」と述べている。
		・下夷（2008）は「債務名義や母親にかかる負担の問題から現実的に利用できる母子世帯は限られている。また、父母の関係性への影響という観点からも、強制執行は養育費問題の解決には適さない面がある」と述べている。
2004年	養育費算定基準の周知等	・棚村（2012）は「2003年から簡易迅速な養育費算定表が実務で活用されるようになり、一応の目安としては役に立っている」とした上で「算定表には、職業費、特別経費などで60%近くも差し引かれ、住宅ローンや私立学校の授業料などの現在の生活の実態が十分に反映されているとはいえない難点がある」と述べている。 ・松嶋（2013）は「算定の前提の60%（自営50%）控除が最も大きな問題」であるとし、その他、「子どもを分けた場合、父母のどちらと生活するかで極端な生活格差になる」こと、「子は生活権の法主体にならず、子の教育費は控除されない」こと、「簡易算定表の算定額が低すぎる」ことを指摘している。
	強制執行について、直接強制の他、間接強制も可能とした（民事執行法改正）	・中山（2014）は「義務者に留保される職業費や現状を維持するための固定費（特別経費）についての現在の推計が相当か否かの問題」について、「算定表の策定からすでに10年が経過していることから、推計についての今後の見直しを否定するものではないが、算定表が公表されてから今日までの社会経済情勢がインフレ化にあるものではなかったことからすると、直ちに算定表を見直す必要性はないと考える」と述べている。
		・鶴岡（2012）は「間接強制についてはその制度の存在を知っている相談者はほとんどいない。また、家庭裁判所に間接強制を申し立てようとしても、実効性が少ないとして受付段階で再考を促されたという事案もある。しかし、義務者の勤務先がわからない場合や資産が把握できない事案の場合、また、直接強制によると義務者が勤務先を退職するおそれがあるといった場合には有効な制度であり、立法の趣旨からしてももっと活用されてもいいのではないかとと思われる」と述べている。 ・片山（2012）は「一度差し押さえ手続きをとると、将来の養育費についても第三債務者である勤務先から権利者の口座に支払がなされることになり、安定した養育費支払機能を果たしているとともに、義務者においても給与の差押えを避けるために任意の支払いを続ける動機づけとなっている」と述べている。 ・若林（2012）は「強制執行は、義務者の就労環境に悪影響を与え、他方、多くの権利者が関係当事者間の人間関係を決定的に崩壊させることを恐れ、強制執行の実行を躊躇し、取り立てを諦める傾向がある」と述べている。
2005年	離婚届出時等における養育費取決めの促進策の実施	—
2007年	養育費相談支援センターの創設	・下夷（2014）は「養育費相談支援センターでは父親への直接的な働きかけや、斡旋や調整は行われていない。（中略）よって、養育費の取り決めや徴収を求める相談者に対する支援としては、それぞれのケースの状況に応じた家庭裁判所の調停や地方裁判所の強制執行などの利用手続きが伝授されることとまどまっている」とした上で「裁判所を利用して養育費が確保できるとはかぎらない」と述べている。
	母子家庭等就業・自立支援センターへの養育費専門相談員の設置	・下夷（2014）は「養育費専門相談員については、その人数や相談実績が公表されていないため、その実態は明らかではない」と述べている。
2010年	養育費専門相談員の業務に、母子家庭の母が養育費取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を追加	—
2011年	協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、①親子の面会交流、②子の監護に要する費用の分担等について条文上に明示（民法改正）	・棚村（2012）は「国が養育費の取決めや面会交流を促すメッセージを発したという意味で重要な意義を持つ」と述べている。 ・棚村（2014）は「立法のプロセス、規定の位置や規定内容にも全く問題がないわけではないが、子の最善の利益を最優先にした法の整備と社会的支援の充実という観点からは、一定の評価がなされてしかるべきである」とした上で、「むしろ法制度のみで問題の抜本的な解決がとくわけではなく、法的・心理的・経済的支援を必要としている当事者に対して、身近なところで司法、行政、民間などの関係機関が役割分担を図りながら、どのように連携を図りネットワークを構築していくべきかが、今まさに問われている」と述べている。
	離婚届に面会交流及び養育費の取決めの有無のチェック欄を設ける	・中山（2014）は「養育費の取決めもなく離婚が行われること自体が問題であり、この点で民法の不備は否めないが、夫婦間の争いと離婚後の子に対する父母の義務が異なることを社会に周知させる契機となる点で一応の意義がある」と述べた上で「この改正は、離婚時に未成年の子がある場合に養育費の合意があることを離婚の必要要件としたものではないことから、養育費の合意がない限り調停離婚を認めないという取り扱いはできない」と指摘している。
	法務省、最高裁判所と連携し、養育費の取決めを促すためのリーフレットを作成。市町村の戸籍窓口や児童扶養手当窓口、裁判所等で配置	・下夷（2014）は「チェックは当事者の任意であり、実際にどのような取り決めがなされたのかについて問われることはない。（中略）したがって、民法で養育費の取決めが明文化され、離婚届も改善されたものの、それにより養育費の不払い問題が解消されるとは考えにくい」と述べている。

割は協議離婚であり、養育費の取決め自体少ないことも問題点として挙げられる。厚生労働省（2011）の調査によれば、母子家庭の母が養育費の取決めを行っていない理由として、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が48.6%と約半分を占めているが、その他「相手と関わりたくない」が23.1%、「取決めの交渉がわずらわしい」が4.6%となっている。本来、子どもに関する事項は、感情とは別個に考えられるべきである。しかし、協議離婚の場合、当人同士の話し合いのみで離婚が成立するため、早く離婚をしたいという心情が先立ち、養育費の取決めが充分に行われず、離婚が成立している状況もあると言えるだろう。

以上のことから、日本では、離婚形式を含め、養育費確保に関して改善の余地が多くあることが示唆される。

IV. 考察

ここで課題となるのは、児童扶養手当抑制が繰り返されるにあたり、私的扶養が重視されるようになったが、私的扶養である養育費の多くが履行されておらず、手当の削減のみが行われている点である。

日本の養育費確保は当人同士の話し合いが裁判所によって行われているが、協議離婚がほとんどである日本においては、養育費の受給率だけでなく、取決め率自体も低く、厚生労働省（2011）の報告によれば、養育費取決め率は37.7%となっている。このような状況で、私的扶養を理由とし、児童扶養手当が削減されるのでは、児童の心身の健やかな成長に寄与するという趣旨にそぐわないといえる。養育費の支払いは、父親の子どもに対する義務であり、離れて暮らす親子の繋がりであるという点からも、本来父親の扶養義務は果たされるべきであり、養育費が確実に履行されるような方策が必要であると考えられる。

上述のように、日本は協議離婚がほとんどであり、その場合には養育費に関する取決めは本人たちの意思に委ねられている。2002年の母子及び寡婦福祉法の改正では養育費の責務等が明記され、2011年の民法改正においても、協議離婚で定めるべき事項として、子の監護に要する費用の分担等が明記されたが、いずれも努力義務にすぎず、強制力は持たない。そのため、本来子どもの権利を守ることに関わる養育費が、親の決定により、受給できるか否かが決まってしまう状況にあることも問題として挙げられる。

次に、養育費支払いの履行がされなくなった場合に利用できる制度として、履行勧告、履行命令、強制執行等が挙げられる。履行勧告・履行命令に関しては、強制力がないことに加え、この制度は調停や裁判での決定が守られない場合に利用できるものであるため、協議離婚でこの制度を利用したい場合には、調停を経なければならない。そのため、協議離婚の多い日本に

において、この制度はあまり実用性がないと考える。

強制執行については、履行勧告等とは違い、強制力を持った制度であるが、債権が必要であり、養育費の場合、公正証書や調停調書等の書類が必要となる。ここで注意すべき点は、離婚合意書等は債権として認められないという点である。厚生労働省の報告では、養育費の取決めを行っているうち、文書にしている割合は70.7%と高めではあるが、文書の種類の記載はなく、強制執行等を行う際に必要となる書類を作っているかは不明である。さらに、文書にしていない3割は、強制執行を行うことが出来ないということになる。また、強制執行は、若林の指摘のように、義務者の就労環境に悪影響を与えるため、関係当事者間の人間関係を崩壊させる恐れがあるだけでなく、そのことが原因となり、父親が仕事を辞め、養育費を支払えなくなることも考えられる。

これらのことから、履行勧告・命令及び強制執行は、養育費の確実な確保方法として実効性のあるものとはいえないと言えるだろう。

以上のように、日本は養育費の決定を当事者間か裁判所に委ねている状況にあると同時に、それは養育費の確保としては確実でないことが示唆された。

そこで、児童扶養手当と養育費確保を関連づけ、養育費確保に行政が介入することで、養育費の履行が義務化されることが望ましいと考える。養育費と児童扶養手当の関係について、北田の指摘では、両者は特に関連付けられてはいないが、養育費確保と児童扶養手当を切り離し、どちらかが選択可能である状態では、増田の指摘のように、父親の扶養義務の履行などに負のインセンティブを与え、責任から逃れる可能性もある。そのため、下夷の指摘のように、私的扶養を第一義的なものとみなし、養育費の確保に行政が介入することによって、私的扶養にある程度強制力を持たせることが必要だと考えられる。養育費の確保のために行政が介入する形式は、諸外国において既に取り入れられており、日本においてもそれぞれの国の介入方法の紹介及び推進がされている。日本弁護士連合会は、2004年に提出した意見書において、養育費立替払制度の新設についても訴えているが、実現には至っていない。そのため、養育費の確保が確実となるような制度の取り入れに対し、国は十分に検討していく必要があるだろう。

V. 結論

日本における養育費受給をめぐる課題は、以下の点に整理できる。

1. 児童扶養手当削減に伴い養育費が重視されてきたが、養育費確保に関する制度が十分に整備されておらず、手当の削減のみが行われている状況にある点。

2. 養育費の確保が当人同士か裁判所の決定に委ねられている状況にあり、養育費確保自体に強制力がない点。
3. 協議離婚の多い日本の特性に、現在の養育費確保策が適応していない点。
4. 諸外国の養育費確保策が紹介されているが、取り入れに至るまでの検討が不十分である点。

日本では、児童扶養手当削減に伴い、養育費の確保に重点が置かれるようになったが、現状では、養育費確保策も充分とは言えず、母子家庭の生活はますます厳しい状況に陥っている。経済的に困窮した状況下で育つ子どもにもたらされるという様々な不利の状況を防ぎ、子どもの健やかな成長を支える手立てとなりうる養育費が十分に確保されるために、以上の4点に関し、対策を行うことが必要であると考え。

VI. 研究の限界と今後の課題

本稿では、紙幅の関係上、諸外国の養育費確保策等に関し、概観するに至らなかったが、日本の養育費受給をめぐる現状及び課題に関し、諸外国の制度と比較して、日本の養育費確保策がどのようなべきなのか検討を行うことで、今後につなげていきたい。

VII. 文献

- 阿部彩 (2014). 子どもの貧困Ⅱ. 151-159, 岩波書店, 東京都.
- 赤石千衣子 (2009). 新政権は母子家庭フレンドリーな政権なのか—母子加算・児童扶養手当・就労支援・ジェンダー平等・子どもの貧困. 現代思想, 189-195.
- 石山直樹 (2014). 2002年以降のひとり親世帯の生活状況と児童扶養手当制度の変遷. 横浜女子短期大学研究紀要, 29, 27-46.
- 片山登志子 (2012). 弁護士の視点から. 養育費確保の推進に関する制度的諸問題, 62-70.
- 北田美智子 (2002). 「金」だけの問題でなかった児童扶養手当の削減. 飛礫, 36, 33-37.
- 厚生労働省 (2012.9.1). 平成23年度全国母子世帯等調査.
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/
- 厚生労働省 (2014.4.1). 平成25年国民生活基礎調査.
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/>
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 (2015.2.6). ひとり親家庭等の支援について.
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000059365.pdf>

- 増田幸弘 (2014). 養育費と社会保障給付—社会保障法の視点から. 法律時報, 86(8), 60-65.
- 松嶋道夫 (2013). 簡易算定方式の問題点とあるべき養育費・婚姻費用の算定. 自由と正義, 64(3), 21-27.
- 水無田気流 (2014). シングルマザーの貧困. 115-116, 光文社, 東京都.
- 中山直子 (2014). 民法766条1項の改正と養育費に関する実務上の問題について—実務家の立場から. 法律時報, 86(8), 66-71.
- 日本弁護士連合会 (2004). 養育費確保のための意見書, 1-12.
- 緒方桂子 (2008). 母子世帯母親の就業と児童扶養手当削減の問題・覚書. 広島法科大学院論集第4号, 115-145.
- 嶋貫真人 (2005). 児童扶養手当制度改革に向けた提言—子どもの「養育費を受ける権利」を基底に置いた考察—. 沖縄大学人文学部紀要, 6, 91-115.
- 島崎謙二 (2012). 「養育費相談支援」に関する政策のあり方について. 養育費確保の推進に関する制度的諸問題, 13-23.
- 下夷美幸 (2008). 養育費政策にみる国家と家族 母子世帯の社会学. 1-12, 勁草書房, 東京都.
- 下夷美幸 (2014). 離婚母子家庭と養育費—家族福祉の現代的課題—. 社会福祉研究第, 120, 145-151.
- 田宮遊子 (2009). Ⅲ給付抑制期における児童扶養手当の分析. 社会政策研究, 9, 94-114.
- 棚村政行 (2012). 養育費をめぐる課題と展望—アメリカでの最近の動きから. 養育費確保の推進に関する制度的諸問題, 24-39.
- 棚村政行 (2014). 民法766条の改正と意義—民法の視点から. 法律時報, 86(8), 49-54.
- 鶴岡健一 (2012). 養育費相談支援センターにおける相談の概要. 養育費確保の推進に関する制度的諸問題, 3-12.
- 若林昌子 (2012). 家庭裁判所実務の視点から. 養育費確保の推進に関する制度的諸問題, 71-80.
- 湯澤直美, 浅井春夫, 阿部彩, 岩川直樹, 小西祐馬, 中西新太郎, 平湯真人, 松本伊智朗, 水島宏明, 山野良一 (2009). 子どもの貧困白書. 10-18, 明石書店, 東京都.

受付：2014年11月30日

受理：2015年3月10日